

(14) 妊婦・産婦健康診査費補助金

【担当部署】 福祉課健康推進係
【電話番号】 0167-44-2125

【窓口の場所】
ふれあいセンターなかまーる 1階

【ホームページアドレス】

【補助金の内容】

- ・妊婦・産婦が医療機関等で受ける妊婦健康診査に要した費用を補助する

【補助対象者】

- ・町内に住所を有する妊娠届出をした者及び出産したもので、道外への里帰り等により妊婦一般健康診査受診票及び産婦健康診査受診票を利用できない医療機関等で妊婦健診を受けた者。

【補助金額】

- ・妊婦一般健診及び産婦一般健診に係る費用。ただし、北海道が道内医療機関等と協定している単価を上限とします。
- ・超音波検査に係る費用。ただし、妊娠12週頃（前後3週間）、26週頃（前後1週間）、34週頃（前後1週間）、36週頃（前後1週間）、37週前頃（前後1週間）、38週頃（前後1週間）に受けた検査を対象とし、1回につき5,300円を上限とします。

【実施期間】 平成21年度～

【申請に必要なもの】

- ・妊婦健康及び産婦健康診査費補助金交付申請書
- ・診察月日と同日付けの領収書（又はその写し）
- ・母子健康手帳の「妊娠中の経過」「検査の記録」「出産後の母体の経過」の写し
- ・振込先の口座が確認できるもの（預金通帳など）
- ・印鑑

【交付までの流れ】

①交付申請⇒ ②交付決定⇒ ③指定口座へ振込

【備考】